

「小学校学習指導要領案」に対する意見

日本家庭科教育学会

職業 団体

住所 112-0012 文京区大塚3-29-1

日本教育連合会内

電話 03-3942-7885

第8節 家庭 について以下の変更を強く要望します。

1. 第1 目標の箇所の「家庭生活を大切にすることをはぐくみ」、及び、
- 第2 各学年の目標及び内容の箇所の「大切に気づく」の文言の使用について再検討を要望します。「大切に気づく」は、現行学習指導要領にもありますが、2箇所増えています。

理由

- (1) 教科の学習は、科学(知識・技術)を学ぶことが基本であり、その結果として、心情がはぐくまれることが期待されても、心情を目標にすることは、教科教育の性格となじみません。家庭科が、児童に期待するのは、家族や家庭生活を大切にする方法や環境を考え実践できる能力や態度だと考えます。
- (2) 心情は「人の内面」にかかわることです。さらに、自分の家族や家庭生活を肯定できない生活を強いられている児童も少なくない現状において、この文言の使用には慎重さが必要と考えます。
- (3) この度の学習指導要領では全体として道徳教育が重視されていますが、それは直接に心情や気づきを重視することではなくて、教科の科学(知識・技術)に基づいて確かな行動の判断力を身につけさせることだと考えます。
- (4) 指導計画と内容の取扱いの箇所(4)に、「家庭科の特質に応じて」とあります。この内容は、今、知ることはできませんが、戦前の「家事」「裁縫」が「婦徳」という道徳を教えたという過去の過ちを繰り返してほしくないと思います。

2. 第3 「指導計画の作成と内容の取扱い」の(2)に、以下の文言を加えることを要望します。  
「また、ここでの学習は、引き続き、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえた内容にすること」

理由

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会宛てに「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」に関する意見書で述べた通りです。再度、記します。

- ( 1 ) 現行の学習指導要領が明記した男女共同参画社会への対応の課題は、完了していないと考えます。
- ( 2 ) 男女共同参画基本計画(第二次)(2005) 第二部 10 「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」において、「家庭科教育の充実」があげられています。
- ( 3 ) 改正教育基本法では、目標の箇所に「男女平等」を尊重する態度を養うことを掲げていますが、これを受け持つ教科は、家庭科において他にないと考えます。

なお、時間数の配分については、別途郵送しました「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について(概要)」に対する意見をご参照ください。

以上